

◎新潟県告示第690号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成28年5月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
頸城水道株式会社  
中山 弘之
- 3 主たる営業所の所在地  
上越市春日新田5-13-10
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-23）第10037号
- 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成28年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年5月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
架設工事 I T O  
伊藤 潤
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市曾郷1624-10
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第40672号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年4月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年5月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
山田材木店  
山田 一男
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市水ヶ曾根169
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第44039号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年3月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社共立  
杉田 博
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市南高田町5-8

4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第44829号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年5月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

佐野建築

佐野 岩夫

3 主たる営業所の所在地

新発田市住吉町5-1-25

4 許可番号 新潟県知事許可（般－25）第39392号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年5月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

リブ・ホーム

森山 敦司

3 主たる営業所の所在地

魚沼市原1773

4 許可番号 新潟県知事許可（般－25）第44306号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年5月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

昭工務店

板谷 昭人

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区能登2-4-22

4 許可番号 新潟県知事許可（般－23）第42254号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年4月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社涌井組

涌井 幸一郎

- 3 主たる営業所の所在地  
加茂市矢立4-37
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-23）第5777号
  - 5 処分の内容 電気工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年4月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社木ノ間鉄工所  
木間 俊一
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区笠柳669
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第22895号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成28年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。